

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	TOTHILL, Vanessa K. (とっとひる うゝ あねっさ)
○学位の種類	博士 (文学)
○授与番号	甲 第1265号
○授与年月日	2018年9月25日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	Lessons for Women: Woodblock Prints of the Tempō Reforms Era (天保の改革期における女訓と錦絵)
○審査委員	(主査) 赤間 亮 (立命館大学文学部教授) 鈴木 桂子 (立命館大学衣笠総合研究機構教授) 矢野 桂司 (立命館大学文学部教授) マルソー ローレンス (オークランド大学上級講師)

### <論文の内容の要旨>

本論文は、幕末期に水野忠邦が主導した天保の改革と浮世絵の出版の関係について論じたものであり、第1部と第2部の2部構成となっている。第1部においてその内容について論述され、第1章から第2章において、天保の改革期の浮世絵出版や江戸中期以降の教育の実態や、本論文の目的と方法論についてふれ、第3章から第5章において、天保の改革によって生れた「教訓絵」の意義について考察する。第6章から第8章においては、さらに具体的な「教訓絵」の事例を取り上げ、論を強化する。第2部は、対象とした作品テキストの翻刻と翻訳、ならびに、本論文執筆の前提となった、天保の改革時の改印に関する調査報告を付す。以下、第1部を主たる論文として報告する。

天保12(1841)年から同14(1843)年にかけて、老中水野忠邦を首班として実施された天保の改革は、とくに江戸の地で盛んであった浮世絵の出版活動にも大きな影響を与えたが、江戸町奉行によって遊女と歌舞伎役者を描く出版物を禁止された。検閲システムにも改革が加えられ、同時に版元や浮世絵師には、善悪の区別、忠誠、忠孝、忠節の啓蒙に努めることが求められた。従来の研究では、検閲印と年代考証の関係を明らかにするという観点を中心であり、描かれた作品の内容や思想に関する視点での研究はほとんどなされてこなかった。

本論文では、天保の改革とその影響が及んだその後の時期に、直接その規制の対象となった女性や歌舞伎を描いた作品を、作品享受者への教導を目的とした「教訓絵」と位置付け、公儀による検閲と、教訓絵との間に存在する関係性は、作品の図像と画中に記述され

たテキストに表現されていると考察する。(第1章)

それらは、子供向けの教科書である「往来物」やさらに言えば、女子用文章軌範である『女今川』や『女大学』などに存在しており、教訓絵は、すでに普及していた道德教育からの影響が如実にみられるという。(第2章)

また、教訓絵群には、中国から移入された『二十四孝』や模範とすべき女性達を描いた『列女伝』を題材にしたシリーズ(「古今名婦伝」など)もある。それらの「日本化」(nativization)の跡や、神仏習合と朱子学の融合の事例を見ることで、忠孝節義の道德的価値を再認識できたものと考えられることから、天保の改革に対する工夫が生んだ新たな役割として評価する。(第3章、第4章)

一方、役者絵に関しては、天保の改革直後の3~4年間にわたり、役者名を記載できないどころか、役者似顔として描くこともできない次期が続く。そこで、歌舞伎作品でありながら、改革期にも「物語絵」として描かれ続けた「鏡山旧錦絵」を題材にした作品を対象に、その以前と以後を比較する。特に、従来ほとんど研究されて来なかった台詞入役者絵に注目し、画中に記述されたテキストから忠義忠節を全面にしていくその変化を読み取る。同様に、改革後に出現した歴史的な場面を扱った「歴史画」についても、実は、歌舞伎芝居の一場面として描かれており、制作者側が、敢えて検閲をくぐり抜けるために役者絵に代る新たなジャンルとして生み出したものであるが、結果として歌舞伎の観客らにも儒教的な教育を施すことになったとする。(第5章)

さらに、「婦功」という女性の貞節や功名に焦点を当てることにより、『列女伝』の主題、女性の労働を描いた作品群、結婚・子育てについて描かれた作品群を具体的にとりあげ、考察を深化させる。

歌川派の絵師による「貞操千代の鏡」「婦人たしなみ草」「女今川姿合」の3つの美人画シリーズは、女訓絵とも呼べるものであり、いずれにも女子用往来物の影響を強く受けている。これまで単なる形式上の見立て作品と考えられてきたが、そこには儒学への批判などない。これらは、『新女今川』や『女大学』あるいは、『論語』の教訓を絵画とともにテキスト化した、まさにこれらは「教訓絵」であると説く。(第6章)

また、女性が家事をしている様子を描いたり、染織産業に従事する美人画については、本来男性がする仕事を女性で描いた見立て絵と考えられ、検閲を逃れて美人画を描くための方便と従来考えられてきたが、改革以前から数多く出版されてきた教訓書や風俗書と描かれる手段は重なるものであり、書物が担っていた世界を浮世絵制作者側が新たな商品として取り込んだものであると位置付ける。(第7章)

結婚・子育てについては、それらを描いたシリーズ物のタイトルは、女子用往来と重なり、内容的には、『女重宝記』と一致している。これらの「教訓絵」に記述されたテキストは、まさに天保の改革が提唱する道德的な教えと合致しており、当時の庶民の識字率や教育レベルの向上と相俟って、庶民教育に1つの役割を果たしていたものとしている。(第8章)

結論として、以下のようにまとめている。本論文で注目した「教訓絵」は、女子用往来

物と同様、娯楽性と実学的、あるいは朱子学的な道德教育と兼ね備えたハイブリッドな作品群である。天保の改革が生み出した新たなカテゴリ「教訓絵」は、幕府への間接的な抵抗や、浮世絵研究者がこれまで主張してきた単なるパロディではない。実用的情報や必要とされる都市生活のさまざまな事象を表現する作例もある。たしかに小さな抵抗から生んだ工夫ではあったが、そこには、むしろ道德的な教育の浸透が認められることに意義を見出すべきである。(第9章)

#### <論文審査の結果の要旨>

本論文の特徴は、イメージデータベースを駆使し、従来は不可能であったほどの大量の浮世絵作品群から対象となる作品をできる限り収集して、天保の改革時に禁止された美人画と役者絵に代わる新たな浮世絵ジャンルの作品をリストアップした上で(第2章末付表)、全貌を明確にし、それらを「教訓絵」として位置付けたところにある。自らもイメージデータベースの構築・増補に関り、デジタル・ヒューマニティーズ型の新しい手法を使うことによって獲得した考察結果は、まさに新たな視点であり、浮世絵の出版史に新たな解釈を加えることに成功している。

これまで、浮世を描く「浮世絵」には、教訓の入る余地はないと評されてきた。そのため、改革期の浮世絵は、幕府の指導のもと、検閲という手法により規制が加えられたもので、それらは「面白くなく」、評価に値しない作品群として、等閑視されてきたものである。ジェンダー研究では、歌川国貞の「古今名婦伝」シリーズに触れたこともあるが、中心課題とはなっておらず、また、文学研究者にいたっては、この作品を大正期に書籍として出版した版のみについて触れている事例もある。トットヒル氏の論文はそうした研究状況を大きく越えるものである。

浮世絵の歴史のなかで、天保の改革の影響を受けた時期ということで、直接的には、3、4年から10年間程度の限られた時期を対象としており、かつ美人画や役者絵に限っているため、対象となる作品は少ないとしているが、リストアップした作品群を見ると既にジャンルとして位置付けるに十分な作品があり、かつ幕末から明治に継続する歴史画や教導目的の作品群や、「忠臣蔵」物の流行まで視野にいれると、実は、この研究が大きな可能性を開くことに気づかされるだろう。

天保の改革前後や幕末期には、庶民教育のレベルは格段に向上し、識字率も大きくアップしている。こうした歴史的動向と、テキスト付き教訓絵の流行は連動しており、この点もこれまで指摘されてこなかった点である。

なお、天保の改革自体が見習った松平定信らによる寛政の改革時の浮世絵やさらにその前の春信の作品と比較することで、天保の改革時の歌川派の絵師たちが、春信や歌麿、清長らの作品からインスピレーションを得ていることも、丁寧に指摘している点も評価できる。

天保の改革後に多くなるテキスト付きのイメージが対象作品としたが、従来は、こうし

たテキストは単なる検閲に対する仮面と考えられていたものであり、テキストの内容を評価した研究は皆無であった。第2部として提出された、この翻刻や翻訳は、トットヒル氏自身も課題としてあげているとおり、完成はされておらず、将来の完成と期すことで、より本論のグローバルな評価を確定できるだろう。加えて、これも自身が指摘しているように完成したテキストをテキストマイニングなどの、新しい方法を使うことで、隠された意味を見つけ出す作業が必要となるであろう。

ただし、それぞれの章において具体的な作品をとりあげ、詳細に論述し、独立しても成立つ論文となっているが、一方で、章間のつながりが見えにくく、かつ結論は、簡潔に過ぎる感がある。章ごとの関係性を含めて、結論において、再度各章をまとめ直した上で結論を述べるべきであったろう。さらには、多くの作品が取り上げられているため、関連事項の年表化、論旨のダイアグラムを提示する必要もあるだろう。

また、内容的には、この時代に、各藩が名産品生産するなど、経済的な労働のモチベーションが高まるなど、経済史的なバックグラウンドにては全く触れられていない点が惜しまれる。経済史的な視点により、これまで「産業絵」として捉えられてきた養蚕・染織業を素材にした美人画は、数多く描かれたにもかかわらず、製茶業を描いた作品が氏の対象となっておらず、この点の解明も必要となるであろう。また、こうした教訓絵の需要層はどこにあったのかについても指摘が欲しかった。論文のなかで、多くの挿図を使っているが、参考画像を省略して論述している箇所も見受けられるため、紙媒体での提出という限界があるものの、より多くの挿図を入れることでより理解しやすくなったであろう。また、全体にわたりミススペル（とくに日本語のローマナイズ）が散見され、注意深く記述して欲しかった。

こうした課題はあるものの、浮世絵研究の世界からは、等閑視され、あるいは風俗絵や見立て絵とのみ考えられてきた版画群を明確に「教訓絵」として位置付け、その評価を初めて行った点、また、教訓書や教科書の出版やそれらを対象とした研究の視点をハイブリッドに取り入れることで、新しい見方で評価することに成功している点は、高く評価できる。これまで、美術史を主体とする浮世絵研究と国文学、教育史、ジェンダー研究などがばらばらに行われていて、それらを統合する研究は存在していなかったその壁をまさに突破する方法が新しい視点を生んだものである。加えて、氏が、本学においてデジタル・ヒューマニティーズ型の研究方法を十分に習得し、大量の情報からの的確に学術的成果を整理・構築した点への評価も、審査委員会での共通した意見であった。

以上、公開審査会での口頭試問とそれを踏まえた審査委員会判定会議の議論により、審査委員会は一致して、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公開審査会は2018年7月13日10時30分から12時45分まで、本学衣笠キャンパ

ス清心館SE402号室で行われた。審査委員会は、本論文にかかわる、日本近世文化史、近世文学・出版史、および浮世絵の研究について、トットヒル氏の歴史的事項、出版文化に関する知識、主要な関連研究者とその美術史・出版史的意義について試問し、それぞれに十分な回答を得ることができた。また、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動の学問的な意義についても、質疑応答を実施し、主査・副査は、トットヒル氏が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断される。